

長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上富久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（参加者の資格）

第2条 広域連合長は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号に掲げる者を参加させることができない。この場合において、同項第3号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号中「指定暴力団員」とあるのは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員」と読み替えるものとする。

2 広域連合長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量について不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第5条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の公告は、長崎県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成18年条例第3号)第7条の規定により、公告の年月日及び広域連合長名のほか次に掲げる事項を記載し、本広域連合のホームページに掲載する方法により行うものとする。

第6条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 一般競争入札に参加することができる資格を有する者で、その者が広域連合、国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したもののうち過去2箇年の間に履行期限を迎えたものを全て誠実に履行したとき。

第8条の見出し中「還付」を「還付等」に改め、同条第1項中「有価証券を含む。」の次に「第10条第1項を除き、」を加える。

第9条第1項中「課長」を「事務局長」に改め、同条第3項中「取引」を「取引き」に改める。

第11条第1項第8号中「入札書」の前に「第10条第1項に規定する」を加える。

第12条中「者」を「もの」に改める。

第14条第1項中「取引」を「取引き」に改める。

第15条第1項中「10分の8.5から3分の2」を「3分の2から10分の8.5」に改める。

第17条第4項を削る。

第19条第2項を削る。

第20条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）」を「政令」に改める。

第21条中「第3号」の次に「又は第4号」を加える。

第22条第1項ただし書き及び第2項を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者の見積書をもって代えることができる。

- (1) 1件の予定価格が5万円（修繕に係るものにあつては、20万円）以下のとき。
- (2) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時。
- (3) 政令第167条の2第1項第3号に規定する契約をする場合であつて、相手方を特定することがやむを得ないと認められる時。
- (4) 急施を要し、2人以上の者から見積書を徴する暇がない時。
- (5) 特定の者と契約することが有利と認められる時。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で見積書をとる暇がない時。
- (2) 新聞その他の定期刊行物又は例規集等の追録を購入する時。
- (3) 価格、送料等が表示されている図書を購入する時。
- (4) その価格が公定されているものである時。
- (5) その他特別の事情があると認められる時。

第23条ただし書きを次のように改める。

ただし、前条第2項各号のいずれかに該当する場合及び契約の予定価格が第20条各号に定める額以下の場合については、この限りでない。

第26条第2項中「入札保証金」の次に「(第7条の規定によりその納付に代えて提供された担保を含む。)」を加える。

第27条第1項第3号中「履行期限」の次に「又は履行期間」を加え、同項第8号中「損害金」の次に「、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」を加え、同項第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第28条中「以下同じ。）」の次に「及び長崎県後期高齢者医療広域連合長期継続契約

を締結することができる契約を定める条例に基づく契約」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 契約金額が50万円（工事又は製造の請負契約にあつては130万円）以下の契約（単価契約を除く。）をするとき。

第28条第6号中「掲げる場合のほか」を「定めるもののほか」に改める。

第29条中「工事又は製造」を「工事若しくは製造」に改め、「とき」の次に「、又は第22条第2項第5号の規定により見積書の徴取を省略したとき」を加える。

第31条第1項中「契約書は、」を「契約書は」に改める。

第32条第1項中「、契約単価に」を「契約単価に」に改める。

第33条第3号を次のように改める。

(3) 第3条、第17条及び第24条に規定する資格を有する者と契約（建設工事に係る契約を除く。）を締結する場合においては、その者が、広域連合、国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したもののうち過去2箇年の間に履行期限を迎えたものを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第33条第8号中「他の」を削る。

第35条に次の1項を加える。

3 第38条第1項の規定により契約を解除したとき（第38条第1項第1号の規定による解除の場合は、契約者の責めに帰すべき理由があるときに限る。）は、契約金額（単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じて得た額、長期継続契約その他翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は経常的な役務の提供を受ける契約にあつては契約金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。ただし、契約保証金（第33条第3項の規定によりその納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）を広域連合に帰属させた場合は、この限りでない。

第36条の見出し中「譲渡」を「譲渡等」に改める。

第38条を次のように改める。

（契約の解除）

第38条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当の理由がないのに契約履行の着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
- (4) 広域連合長から監督若しくは検査を命ぜられた職員が法第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- (5) 前各号のほか、契約者が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、その旨を契約者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除したとき（同項第1号の規定による解除の場合は、契約者の責めに帰すべき理由があるときに限る。）は、契約者の納付に係る契約保証金は、広域連合に帰属する。

4 第1項の規定により契約を解除したときは、既済部分、既納部分及び現場に搬入した工事用材料のうち、検査に合格したものに対しては、別に定める方法により算定して得た金額を支払って、これを広域連合の所有とすることができる

第40条第2項中「立ち会い」を「立会い」に改める。

第41条第1項中「製造の」を「製造その他についての請負契約に係る」に改め、同条第3項中「取り壊し、若しくは分解し、又は」を「取り壊し若しくは分解又は」に改める。

第42条中「別に定める」を削り、「検査報告書により」を「検査報告書（様式第4号）により」に改め、「支出命令書（概算払をした契約にあっては精算報告書）」を「給付の完了が確認できるもの（物品の購入にあっては納品書、修理の場合はその完了報告書等）」に改める。

第43条を次のように改める。

（部分払）

第43条 広域連合長は、給付の完了前において、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合には、次に掲げる金額の範囲内で部分払することができる。

(1) 工事又は製造その他についての請負契約にあつては、既済部分に相応する請負代金相当額× $(9/10 - (\text{前払金額}/\text{請負代金額}))$

(2) 物件の買入契約にあつては、その既納部分に対する代価に相当する額

2 広域連合長は、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約にあつては前項の規定にかかわらず、既済部分に対する代価の全額を支払うことができる。様式第1号から第3号を次のように改める。

